○法務省告示第六十九号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

法務大臣　平口　洋

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定による承認であって、同法第十四条の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者	令和九年一月二十七日
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第二項の規定による指定であって、同法第十九条の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者	
工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第八条第三項（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づく工場財団の消滅がされないこと（同法第四十四条ノ二（他の法令で準用する場合を含む。）の規定による登記をした場合を除く。）	当該工場財団に係る所有権の登記名義人であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	
工場抵当法第十条（他の法令で準用する場合を含む。）の規定に基づき工場財団の所有権保存の登記の効力が失われることがないこと	当該工場財団に係る所有権の登記名義人であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）第十条の規定について承認を受けた承認申請者が負担金を納付することができること	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する承認申請者	
相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則（令和五年法務省令第一号）第十二条の規定に基づき承認申請に係る土地の所有権の全部又は一部を承継した旨の申出をすることができること	承認申請に係る土地の所有権の全部又は一部を取得した者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第九条第一項の規定により被害回復給付金の支給の申請をすることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第九条第二項の規定により対象被害者の一般承継人が被害回復給付金の支給の申請をすることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十四条第一項、第十五条第二項及び第十六条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十七条第一項の規定により資格裁定した者の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第十八条の特別支給手続において準用する同法第九条、同法第二十条第一項及び第二十一条の規定により被害回復給付金の支給を受けようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第三十五条第一項の規定により外国譲与財産による被害回復給付金について、同法第十九条において準用する同法第九条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定によりすることができる被害回復給付金の支給の申請をすることができる者について準用する同法第十七条第一項の規定により被害回復給付金の支給を受けようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの
当該申請をしようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	当該申請をしようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	当該届出をしようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	当該申請若しくは届出をしようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	当該申請若しくは届出をしようとする者又は当該被害回復給付金の支給を受けようとする者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの